

2021年6月4日、松本の一般質問に対する町長の回答（文字起し）
プロポーザル審査を受けて、の回答

まず、議会より行われた監査請求の結果について町役場としての見解を述べさせていただきたいと思います。

令和2年10月27日に行いました、放課後児童健全育成事業に関するプロポーザル審査会について議会より監査請求が出されたことによって、令和3年3月12日に監査委員様からの通知を受け4月30日まで監査を受けたところです。

4月30日に議会に提出いただいた監査結果報告書についてはすでに町民の皆様にも公表しております。

私どもが受けました監査は、議会が監査請求されたものであり、いわば町民の皆様への付託を受けての監査であると重く受け止め、誠実に監査に応じさせていただきました。

その際、あらゆる側面からの詳細にわたる質問や書類のせいさ、さらには審査委員への直接の聞き取りもおこなわれました。その結果として、「審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であった。」との結論を頂戴しております。

議会が付託された監査の結果報告を頂戴した後に、再度、議会において同じような詳細の質問にお答えすることが、監査委員様に対し失礼にはならないか、大変悩みました

今回のご質問には監査の折に誠心誠意お答えをしておりますし、町民のみなさんにもその監査結果報告を公表させていただいております。

私といたしましては、監査を受けることになったこと自体を遺憾に思っており、町民の皆様への信頼を損ねかねない事態だと重く受け止めております。

この場をお借りして、町民のみなさんに深くお詫び申し上げます。

今、私どものすべきことは、監査で指摘されたからではなく、自らも問題点を総括し、二度とこのようなことのないよう心を引き締め、改善すべきところは改善し、町民の皆様への信頼を得られる町行政を進めて参ることだと考えております。

そこで、監査委員様からも厳しく指摘を受けておりますが、今回疑惑を招くことになった不適切な事務処理上の問題について、自らを、律する意味でも、この場で明らかにすることで次につなげていきたいと考えております。

まず、審査委員様の内3名の方に採点の修正をお願いする事態を招いたことについては、そもそも採点方法の説明が不十分であったことは明らかなです。ひととおりのご説明をさせていただきましたが、結果として3名の方が修正の必要な評価点での採点となった以上、説明不足と言わざるを得ないと思います。

これは、審査会の厳粛性と公平性が、どれだけ重要かの認識が不足していると言われても仕方の無いことだと考えております。

この認識の甘さが、個票から集計表に転記する際に事務方での気づきがなかったこと、事務局において複数チェックしているにも関わらず間違いを見過ごしてしまったことにつながっており課全体の問題だと考えております。

最も疑念を抱かせる結果となったのは、評価点の修正を3名の方に個別にお願いしたことだと考えます。いくら、再度の審査会開催が日程的に、難しかったとは言え、また諸事情があったにせよ、これは、審査会自体を否定するもので、まさにブラックボックスでの修正と言われても仕方の無いところだと思います。

したがって、監査委員の方もこの部分については、審査会が成立するかどうかの要の部分として、修正を求められた審査委員様と、直性お会いになられての入念な聞き取りをされたと同っております。事務局側と審査委員様双方の言い分を照らし合わせて入念に調査された結果、冒頭に申し上げました、「審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であった。」という監査結果報告につながったものと理解しております。

しかし、この個別対応による修正は、結果として不正は認められず、審査は妥当であっても、疑念を持たれる行為であり、適正な事務手続きとは言いがたいこと、修正後、再度審査会を開かずに個別対応で済ませていることも同様、ここはおおいに反省すべき点であります。

今後、このようなことのないよう厳しく正していきたいと考えております。

いずれにしても、基本的に業者選定の行為はプロポーザルであろうが入札方式であろうが、町民の皆様の貴重な財産を町民の皆様のために最も有効な方法で活用するためのものです。

その選定過程で、外の力が入り込む余地を残すような方法は、もちろんのこと、今回のように疑念を持たれるような審査会であってもならないと考えます。

また、転記前の個票や修正前の集計表を廃棄してしまっていたことも、より疑念を抱かせる結果となってしまいました。

最終結果である集計表のみを残し作成過程の記録である個票や修正前の集計表は公文書にあたらないと判断し、会期してしまっただけです。

このため事務執行のプロセスや確実性を証明できず、説明責任が果たせないという結果を招いてしまいました。

監査報告書では、「三宅町の文書管理は三宅町文書規程及び文書編さん保存規程において管理されているが、三宅町文書管理規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく公文書と判断する基準もみあたらない」との意見をいただいておりますが、必要な文書が適切に作成・保存されていなければ、行政の諸活動を現在および将来の町民に説明する責務が全うできなくなるものと認識しております。

このことについても重く受け止め、今後事務執行のプロセスにおいて作成した文書が公文書かそうでないかの線引きも明確にし、文書管理規程の見直しやガイドラインを作成し、さらに文書管理や公文書の意義についての研修等を実施して職員の意識改革に取り組み、文書の適正な管理に努めて参ります。

今回の監査結果報告では、あらためて役場の組織全体に公務員としての自覚と意識を高める必要性を指摘されたものと受け止め、職員一同えりを正して今後町の行政を進めて参りたいと思っております。

議員各位におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

学童保育の現状について、の回答

次に学童保育の現状について回答します。

現在、大きな混乱や問題はおきることなく順調に運営されております。

人員配置、メンバー構成、事業活動についても、当初の提案以上の対応をしていただいております。

児童、児童の保護者の方々からは、移行当初は、これまでの事業所と違う面もあり、不安を抱かせてしまった部分もあると聞いておりますが、お迎えの際にその日の様子を報告したり、電話連絡を行なうなど、丁寧に個別対応を行なっており、少しずつ信頼関係が築けていると報告を受けております。

また、子どもたちについても職員の入れ替え、方針やタイムスケジュールにも変更があり、4月初旬は不安や戸惑いを感じていたようですが、指導員に慣れてきた4月下旬には当日のスケジュールに対しての提案や質問が出るなど、自発的に意見が出る関係性作りができてはじめています。

保護者からも、新しい学童保育の実施状況を見て、たのしそうだから学童に入りたいと子どもが言っているのが、仕事を始めようかと思っているが途中からでも入れるかといった相談があったことから、事業者が変更になって2か月ですが、全体的には順調だと受け止めております。

また、コロナ対策としては、感染蔓延期での開所となったため、感染症対策には力をいれていただいています。

特に、自由時間について、室内でしか行なえない宿題の時間は、定学年と高学年が同時期に重ならないように、どちらかを外遊びを中心にして入れ替わりの入室とし密を避けるように対応されています。

また、職員にて、児童の手洗いや消毒、マスク着用の確認を徹底し、全自動がもれなく感染防護をおこなえるような体制で運営するため、職員の配置人数も多く設定し対応してくれていると報告を受けております。